

子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目の一部を改正する件
(案)等について(概要)

こども家庭庁成育局保育政策課
支援局家庭福祉課

1. 改正の趣旨

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令(令和8年内閣府令第17号)及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令(令和8年内閣府令第26号)の施行に伴い、これらの府令において内閣総理大臣が定めることとされている、機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目について、それぞれ以下の告示で定めている。

- (1) 子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目(令和8年内閣府告示第22号)子ども・子育て支援システムに係る機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目は、こども家庭庁HP(https://www.cfa.go.jp/jichitaijoho_system/shien/)において掲載されている子ども・子育て支援システム標準仕様書(第2.0版)に従って、それぞれ次のとおりである。
 - ・機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日 別表第一
 - ・帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目 別表第二～第百、様式第一号～第九十八号
- (2) 児童扶養手当システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目(令和8年内閣府告示第23号)

児童扶養手当システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目は、こども家庭庁HP

(<https://www.cfa.go.jp/policies/jyouhouseisaku/jifute>) において掲載されている児童扶養手当システム標準仕様書（第 3.0 版）に従って、それぞれ次のとおりである。

- ・機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日 別表第一
- ・児童扶養手当システム標準化基準第五条の規定に基づく帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目 別表第二～第八十、様式第一号～第七十八号

2. 改正の概要

- (1) 子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目の一部を改正する件

令和 8 年 8 月の子ども・子育て支援システム標準仕様書改版により、以下の改正を行う。

- ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件の一部を改正する告示（令和 8 年こども家庭庁告示第 9 号）の施行等に伴う改正
- ・PMO ツールで受領した意見や標準仕様書の全体レビュー等を踏まえた誤記・不整合等の改正
- ・その他所要の改正

- (2) 児童扶養手当システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目の一部を改正する件

令和 8 年 8 月の児童扶養手当システム標準仕様書改版により、以下の改正を行う。

- ・国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 355 号）による児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）の改正により、児童扶養手当の支給の制限及び金額の返還に係る受給資格者の所得の算定に当たり考慮する各種控除額について、特定親族特別控除（※）を追加したことを踏まえた改正
- ・PMO ツールで受領した意見や標準仕様書の全体レビュー等を踏まえた誤記・不整合等の改正
- ・その他所要の改正

※ 特定親族特別控除について

所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）において創設された、19 歳以上 23 歳未満の大学生年代の子等の

合計所得金額が 85 万円までは、親等が特定扶養控除と同額（63 万円）の所得控除を受けられ、大学生年代の子等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に通減することとするもの。

3. 根拠条項

- ・ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令第 4 条及び第 5 条
- ・ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令第 4 条及び第 5 条

4. 適用期日等

公 布 日：令和 8 年 8 月中（予定）

適用期日：令和 8 年 8 月 31 日